



入札単価の誤りに伴う返還額の公表について  
(2025年4月～2025年5月分)

2026年2月2日  
一般社団法人 電力需給調整力取引所

取引規程第61条（臨機の処置）にもとづき、2025年4月～2025年5月の入札単価誤り<sup>※1</sup>に伴う取引会員から一般送配電事業者への約定料金の返還がございましたので、その返還額をお知らせいたします。

入札単価の誤りが発生した実需給年月	調整力提供者からの返還額 <sup>※2</sup> （税抜）
2025年4月	72,719,046円
2025年5月	80,424,230円

※1 入札単価において、一回分を超える起動費単価を織り込んでいました。

※2 返還額には事業税相当額および消費税等相当額を除いた金額を記載しています。

取引会員におかれましては、適正な管理体制の構築や担当者への研修の実施等を通して、誤入札を生じさせることのないようにより一層の注意を尽くしていただくよう喚起します。

また、原則として事後的な入札単価の変更を認めておりませんが、第88回制度設計専門会合（2023年8月22日）資料3の整理にもとづき、入札単価を下げる場合、入札単価誤りによりペナルティ料金の追加支払いを要する場合には、属地エリアの一般送配電事業者へお申し出ください。

以上